

2020年2月20日
九州電力株式会社

新制度の施行日を跨ぐ変認及び分割工認における検査の取り扱いについて

1. 概要

2019年12月25日第50回原子力規制委員会において、工事計画を分割して申請している認可申請については、認可のタイミングが新制度の施行日（2020年4月1日）を跨ぐ場合、検査については、分割毎に認可のタイミングに応じて使用前検査にするのか使用前事業者検査にするのかを柔軟に運用するとの見解が示された。

本件について、施行日以降で至近に計画している川内及び玄海における変認及び分割工認に係る検査の取り扱いを確認させていただきたい。

2. 対象となる変認及び分割工認

至近で対象となる変認及び分割工認を以下に示す。

【変認（BF（バックフィット）取り込み）】

- ・川内1，2号機 原子炉安全補助施設設置工事
（①内部溢水BF（1号機のみ*）、③有毒ガスBF）
※ 2号機は変認前の工事計画に反映済
- ・川内1，2号機 常設直流電源設備（3系統目）設置工事
（①内部溢水BF、②KK67BF）
- ・川内1，2号機 緊対棟（指揮所）設置工事
（①内部溢水BF、③有毒ガスBF）

【分割工認】

- ・玄海3，4号機 原子炉安全補助施設設置工事

以上